

| | |
|------------------|---|
| Title | Richard Kerschagl, Finanzwissenschaft. Abriss der Steuerlehre. 1935 |
| Sub Title | |
| Author | 永田, 清 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1935 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.6 (1935. 6) ,p.881(135)- 885(139) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19350601-0135 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350601-0135 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Richard Kerschagl, Finanzwissenschaft. Abriss der
Steuerlehre. 1935.

永田 清

著者ケルシヤツルは會て經濟學方法論(Einführung in die Methodenlehre der Nationalökonomie, 1925)を書いたことがある。この書は經濟學方法論としては程度の低いものであつたが、兎に角この問題に就て一應の輪廓を示したものであつた。近時著者は、歴史的發展の敘述のみを以てしては事物の本質に近づくことは出来ぬといふ立場から(Ders., Finanzwissenschaft, S. 6.)、多く現實問題に注意を拂つて居るやうである。例へば

Devisenbewirtschaftung. 1932.

Die Zukunft des Silbers. 1933.

Die Goldklauselgesetzgebung in Oesterreich. 1933.

等の近著がある。ここに紹介する「財政學」も亦同一の觀點から書かれて居る。即ち著者は本書に於て、學說並びに組織の歴史的説明を避け、現實財政現象を基礎とした論述を展開して居る。これが本書のもつ一般的特徴と謂へるであらう。

先づ本書の内容を指示すれば、序説、第一章國家及び租税、第二章租税總論、第三章租税各論、第四章租税以外の國家收入論、第五章主要國家の租税組織となつて居る。斯る目次の指示によつて、本書が租税論中心の財政學教科書であることは明瞭であらう。このことは著書が本書の副題として「租税論綱要」なる文字を擧げて居ることによつても亦看取せられる。租税論を中心として財政學を説くのは著書独自の立場ではない。既に早くより、豫算論・國家經費論・國家收入論・公債論の一般的形式に對する批判は現れて居つたのである。例へば、カイツルは財政學を以て貨幣收入の學として收入論のみを述べ、ルロア・ポオリュウは經費論を財政學の研究範圍外に除外した(1)。また井藤半彌教授は強制獲得經濟の中に財政の本質を認め、財政學を強制獲得經濟論(租税論)とする。これ等の論者は各々自己の論據を示して財政學の對象・構成を規定して居る。然るにケルシヤグルは斯る論據を示すことなく、たゞ漠然と「著者は一個の純粹なる財政學を構成することに力めた。斯くて財政學の極めて重要な部門、即ち租税論を説くことに限定した」(S. 7)と述べて居るにすぎない。勿論、現代資本主義經濟のもとに於ては、租税論は財政學の極めて重要な部門である。蓋し斯る經濟組織のもとに於ては、租税は國家收入の大宗であり、従つて資本主義國家は所謂租税國家だからである。併し乍らたゞ單に重要な財政學上の問題といふ意味から謂へば、租税經濟以外の財政問題にも當然觸れなければならぬ。事實上著者は豫算論(三六一—三九頁)、關稅・手數料・獨占・官業論(二二二—二三四頁)、公債論(二三四—二四三頁)を個別的に取扱つて居ると同時に、全體の租税論に於ても絶えずこれ等の問題と關聯して筆を進めて居る。この事實は、租税經濟以外のこれ等の諸問題が現實財政現象に於て等しく重要であることを示す理由に外ならぬ。著者はこれ等の諸問題が重要であることを認めて居るに拘らず、例へば、公企業論及び獨占論は經營學及び經濟政策の問題であり、關稅論は商業政策の問題であると稱して、これ等を他の

問題圈に放逐する(七一—八頁)。その爲め、一般的財政現象に對する説明は甚しく薄弱となつて居る。猶ほ國家と租税との必然的連繫を認めながら、國家に對する明瞭な解釋がない爲め、究極の點に於て租税の問題を未解決のままに残さざるを得なくなつて居る。前述したやうに、租税經濟の中に財政現象の本質を認めて其框内に於て財政學を説くならば、其は一貫した論理上の構成をもち得る。然るにケルシヤグルの如く、斯る方法論上の認識規定を示すこともなく、たゞ漠然と財政現象一般を説くことは、却つて問題の中心點を見誤らすであらう。問題の核心を衝かざる説明は寧ろ無きに如かない。

(一) 拙著「財政學概説」二四頁參照。

以上、私は本書の全體的論構に對する批判を述べたから、續いて個々の論述に對する紹介と批判とを試みよう。個々の論述に對する紹介と批判と謂ふも、本書の全般に亘つて之を試みる餘裕はないから、問題となる二三の點を拾つてみよう。

先づ著者は、序説に於て、財政學の對象を論究することにより次の如き三個の財政學の領域が明らかになると謂ふ。

(一) 純粹の理論經濟學的性質。例へば、租税轉嫁論は價格論に類似し、猶ほ其他の租税論は、所得論、主觀的價值論と對立して論ぜられる。

(二) 國家論との關聯。總ての租税學説は國家論と關聯して述べられなければならぬ。蓋し租税は國家によつて作り出されるものだからである。

(三) 財政現象の時間的制約。租税論に於て、具體的な租税形態を度外視してはならぬ。こゝに嚴密な時間的制

約が認められる(五一六頁)。

斯る論述に對しては無論異議はない。財政學は他の種々なる社會科學との關聯に於て説明さるべきであり、且つ社會科學全般の歴史的制約性が財政學其れ自體の時間的制約を決定するからである。

次に著者は第一章國家と租稅第一節の中で租稅國家其れ自體の危機を説いて居る。彼れに従へば、斯る危機は第一に公企業の擴大といふ論理的な矛盾から生ずる。第二に、近代的租稅國家に於ける更に大なる危機の原因は過度の増稅である。増稅の結果は租稅の基礎たる一般私經濟を害し、稅收入を減少せしめるのみならず、更に失業者の數を増すから社會費の支出を加大するといふ(一七—一八頁)。こゝに謂ふ公企業擴大の論理的矛盾とは自由主義經濟を根基とする租稅收入との衝突といふ意味であらう。成程、自由主義經濟を不動のものと考ふれば、公企業の擴大は確かに一個の論理的矛盾である。蓋し其は私經濟活動の領域を狭める爲め、當然稅收入の減退を招來するからである。然し現實の問題として、國家機能の擴大・統制經濟更に進んで國家の自主生産的活動の方向は之を否定することが出来ぬ。著者は寧ろ叙述の前提を固執することなく、現實の重要な財政現象それ自體の理解に力むべきであらう。また増稅による租稅國家の危機といふことに就ても、著者の見解は餘りに平面的である。一般的重稅が國民財産及び國民所得を害ふことは極めて自明であるが、吾々は寧ろこの點を経費膨脹の必然性に對する理解と結びつけて考察すべきである。即ち國民所得に對する政府收入參加の割合が増大することは經費膨脹の必然的結果であつて、經費の膨脹はまた現實經濟組織に於ける必然的現象である。負擔加重の經濟的影響を考ふる前に、これを必然的ならしめる社會的原因を認識しなければならぬ。

猶ほ著者は租稅の生産性の問題に就て、自由主義經濟理論による生産力説とロマンティカアの生産性概念とが共

に正しい所以を説き、結局この問題は國家の生産性の判斷によると述べて居る(三九—四七頁)。吾々はこの結論をそのまま認容すべきである。何故なれば、國家其れ自體の生産性を疑へば、國家の經濟的機構より生ずる租稅現象の生産的意義は全く死滅するからである。

第二章以後に就ては特に紹介と批評とを加へる必要はない。蓋し其は極めて通俗的な收入論の説明であり、租稅制度の記述だからである。併しそれだけ一般的な理解には役立つであらう。猶ほ、本書は、龐大なる財政學概論書の多き中に、簡潔なる文章を以てよく一六〇頁前後の僅紙數に纏められて居る點、ロエプケ (Finanzwissenschaft, 1929) ランプ (Der öffentliche Haushalt. Ders. Steuerwesen. 12. Auflage) の財政學書に匹敵することを附け加へておく。

(一九三五・五・二九)